

総務文教常任委員会資料

令和7年5月13日

教育委員会事務局
こども未来部学校教育課

目 次

フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援事業について

- 1 不登校を取り巻く背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 フリースクール等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援事業について

1 不登校を取り巻く背景

国における令和5年度の不登校児童生徒数は346,482人(前年度299,048人)で、前年度から47,434人(15.9%)増加し、その結果、11年連続の増加となり、人数は過去最大となった。本市における、令和5年度の不登校児童生徒数は、98人(前年度102人)で、前年度から4人(3.9%)減少した。更に、令和6年度の不登校児童生徒数は94人と4人(4.1%)減少している。

本市では、コロナ禍以降の不登校児童生徒数が増加したことから、令和3年度に、不登校支援研究推進校を2校指定(3年間)し、令和6年度からは指定校を4校(3年間)に増やし、対象児童生徒及び家庭の支援に取り組んできた。また、令和4年度からは、不安を取り除く学習プログラム「勇者の旅」を全小学5年生対象に拡大し実施するなど、未然防止に取り組んできた。更に、令和5年度は、市教育支援センター「ふきのとう」を3教室に拡充し、令和6年度には、校内サポートルームの指導者を増員し、対象児童生徒の実態に合わせた居場所づくりに努めてきたことが、減少の要因であると分析している。

これまで、本市は、予防的な取組や、学校に少し登校できる児童生徒を対象にした取組を重点的に進め、不登校児童生徒を増やさないこと、学校に近い居場所をつくることで一定の成果が得られていることから、これらの施策に加え、今後は、学校にアクセスしにくい子どもたちへの支援にも取り組む必要がある。そのためには、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28法律第105号)」(以下、「教育機会確保法」)の基本方針にある不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保の必要性に基づき、学校以外の不登校児童生徒支援施設(以下、フリースクール等)の力も借りながら、子どもが自分の進路を自ら考え、社会的な自立を目指すことが必要である。

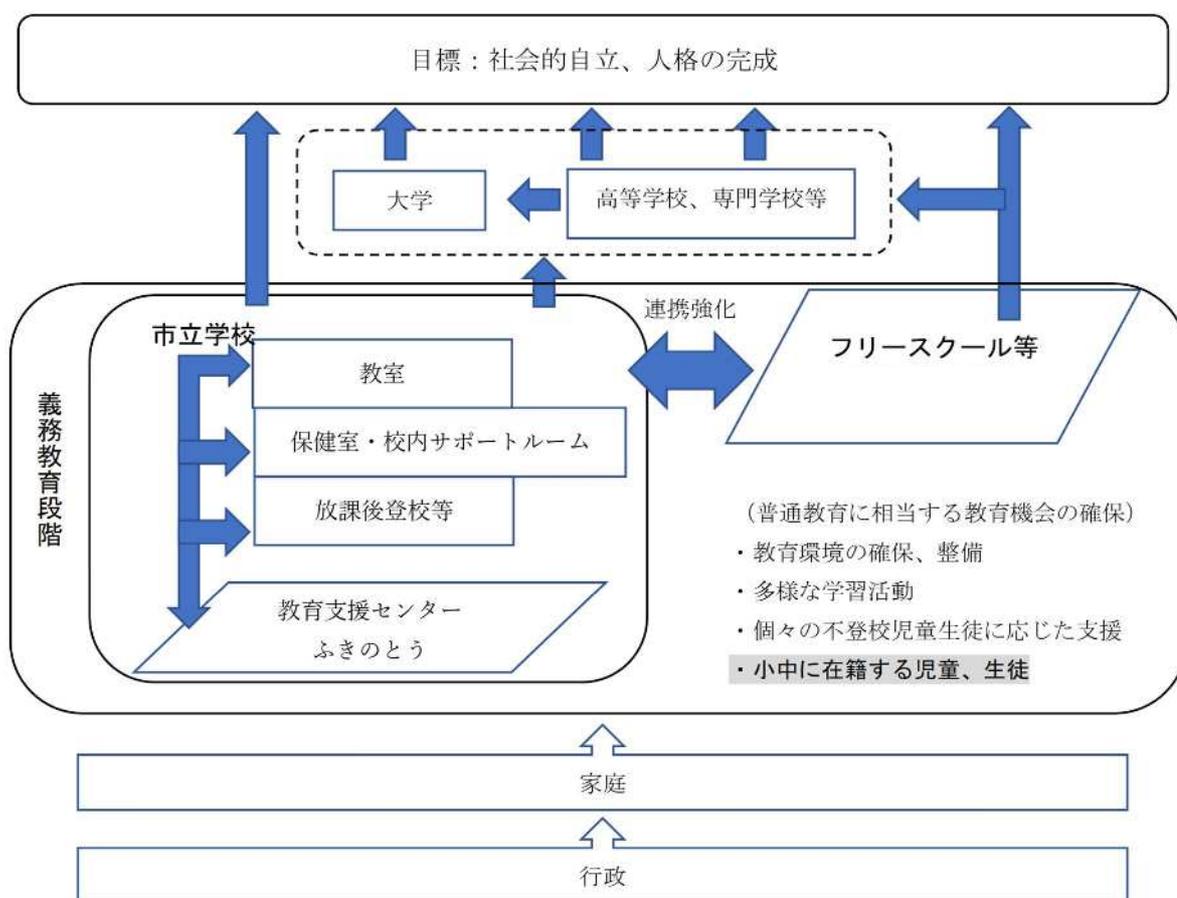
2 フリースクール等との連携

フリースクール等とは、一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を指している。各学校では、「学校に行きたくても行けない」現状に苦しむ児童生徒や保護者に寄り添い、学校に登校できない場合であれば、市教育支援センター「ふきのとう」を勧めるなど、学校以外の場で意欲や自信を取り戻すことから始め、学校に登校することを目指した取組を進めてきた。一方で、教育機会確保法が施行され、「多様な適切な学習活動の重要性」や「個々の不登校児童生徒の休養の必要性」について規定されたことで、子どもの状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが求められるように変化してきた。これを受け、本市では登校することだけを求めるのではなく、子どもが自分の進路を自ら考え、社会的に自立することを目指し、学校教育法上の学校以外の学びの場で不登校

支援を主たる目的としているフリースクール等についても研究を進めてきた。昨年度は、近隣市からフリースクール等に関する情報を集め、各学校の不登校担当教員やカウンセラーで構成する不登校支援対策会議に、フリースクール等の代表者を招き、児童生徒の支援について共通理解を深めるとともに、フリースクール等に通う児童生徒への支援の必要性についても検討を進めてきた。

さらに、兵庫県から、令和7年2月にフリースクール等に通う家庭へ助成する制度の要項案が示され、方向性が一致したため、県の制度も活用した「加東市不登校児童生徒支援施設利用補助金交付要綱」を定め、不登校児童生徒や家族を支援することとした。

●フリースクール等の位置づけ



3 事業内容

フリースクール等に通う、市立学校に在籍する児童生徒の保護者等に対し、県の支援制度を活用し授業料等の2分の1(1か月あたり上限10,000円)を補助する制度を創設する。

(1) 補助対象者

市立学校に在籍する不登校児童生徒で、在籍学校の授業時間内(長期休業中を含む場合もある)に、原則として月4回以上、フリースクール等に通所する児童生徒の保護者等

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、一人あたり月額20,000円（授業料、定期的に支払う経費）を限度とする。

(3) 補助金額

補助金の額は、予算の範囲内とし、一人あたり10,000円を上限に補助対象経費の2分の1を支給する。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。（財源内訳:県補助金2分の1）

(4) 補助金の交付申請

利用した期間ごとの経費の区分に応じ、当該各号に定める期間中に市長に申請する。

① 4月1日から7月31日までの利用に係る経費 8月1日から同月末日まで

② 8月1日から12月31日までの利用に係る経費 翌年1月1日から同月末まで

※夏季休業期間に活動しているか市教委が確認する

③ 1月1日から3月31日までの利用に係る経費 4月1日から同月10日まで

(5) 予算措置

① 令和7年6月議会に補正予算を計上（予定）

② 本事業については、県事業の随伴事業として実施する

(6) その他

- ・兵庫県フリースクール認定施設数 60箇所（令和7年3月現在）
- ・令和7年度以降に補助事業実施予定の近隣市町：三木市、加古川市、播磨町、姫路市
- ・令和6年度に補助事業実施済の近隣市町：明石市、稲美町、尼崎市